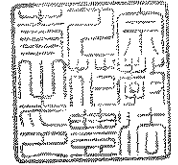


平成25年3月9日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 丹野 美絵子 殿

宗教法人花豊寺
代表役員 花澤 良輝



株式会社北の杜御廟
代表取締役 米子 保則



回 答 書

貴協会からのこれまでのご指摘に沿って弊法人らの契約関連書類の変更及び訂正案を作成いたしました。確認の程よろしく願いいたします。

添付書類

- ・ 宗教法人花豊寺納骨堂使用規定
これまで、納骨壇という表現で永代使用权の区域及びその上に建立される墓石を一括して表現しておりましたので、今後あくまでも区域を「域」と表し、その上に建立されるものを「墓石」と表現したいと思います。
消費者の誤解を招く原因となる「分かりにくい表現」を無くす目的です。
- ・ 宗教法人花豊寺納骨堂納骨域（北の杜御廟）仮押さえ申請書
仮押さえはあくまでも納骨される場所「域」を押えるための目的で使用する。
予約等の文字は完全に削除した。
- ・ 永代使用申込書
これまでの貴協会からのご指摘を修正に網羅したものと解釈しております。
- ・ 墓石建立申込書
これまでの貴協会からのご指摘を修正に網羅したものと解釈しております。

以上ご確認の程よろしく願いいたします。